

## 市長交際費の公表に関する要綱

別記(第4条関係)

### 一般的な支出金額の基準

〔お供〕

- ・ 支出金額は、概ね1万円とする。ただし、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、関係者で別途協議して決定する。

〔お見舞い〕

- ・ 対象者は、お供と同等の範囲とし支出金額は一律1万円とする。ただし、災害等による義援金を団体へ支出する場合は、別途協議し、決定する。

〔会費〕

- ・ 会費は主催者によって決められるものであり、その金額を一律的に基準化することが難しいが、支出に当たっては十分な配慮を行い、執行する。

〔その他〕

- ・ 市政の運営に必要な懇談会の支出金額は、一人につき1万円以内を原則とする。
- ・ その他の支出については、状況に応じて別途協議し、決定する。